

司法修習生に対する分限・懲戒的措置について

1 分限的措置と懲戒的措置を法律上書き分ける理由

現行裁判所法第68条は「最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる」と規定しており、法律上分限的措置（病気等による罷免）と懲戒的措置（修習の態度の不良等による罷免）につき書き分けていない（司法修習生に関する規則（最高裁判所規則第十五号）第17条及び第18条において書き分けている。）。

本改正法では、修習手当の創設に伴い、懲戒的措置により罷免された場合に限り、司法修習生に対するその償還を義務付ける制度を設けることとしているほか、下記2のとおり、司法修習生に対する実効的かつ柔軟な規律確保等の方策として罷免以外の懲戒的措置（戒告、修習の停止）を設けることとしているため、法律上も分限的措置と懲戒的措置を書き分ける必要がある。

そこで、裁判所法第68条を二項に書き分けた上で、第1項において分限的措置としての罷免を、第2項において懲戒的措置としての罷免等を規定することとした。

2 罷免以外の懲戒的措置を設ける理由

現在、司法修習生につき司法修習生たるに適しない非行があった場合であっても、罷免以外の懲戒的措置は認められていない。

したがって、現在では、司法修習生につき「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課することができず、司法研修所長又は配属庁会の長らが注意や指導をするに止まっているところであり、懲戒的措置として「罷免」以外の処分を設けることによって実効的かつ柔軟に司法修習生の規律確保を行うための方策が必要となっている。

特に、修習給付金の創設に伴い、司法修習の確実な履践を担保することがより一層求められていることから、司法修習生に対する懲戒的措置として「罷免」以外の懲戒的措置を新たに設けることで、司法修習生に課せられる規律を明確化する必要が生じている。

そこで、司法修習生に対する懲戒的措置について、「退学」に対応する「罷

免」に加え、「停学」に対応する「修習の停止」（司法修習生の身分は保有するが、一定期間修習をさせない処分）及び「戒告」（その責任を確認し、及びその将来を戒める処分）を設けることとする。

なお、司法修習が司法制度の担い手たる法曹に必須の課程であり、修習内容も法曹に必要な能力等を養成するために高度に専門的であることなどに鑑み、司法修習生は修習期間中、修習に専念すべきものとされており、「修習の停止」を設けることにつき、かかる司法修習生の修習専念義務との関係が問題になる。

「修習の停止」は、前記のとおり、司法修習生の身分は保有するが、一定期間修習をさせない処分であり、その停止の期間については今後最高裁規則等で定められることになるが、その期間は短期間に止まることが予定されており、これによる当該司法修習生の司法修習の履践や法曹として活動を開始するに当たり必要な能力等の修得への影響は限定的である。かえって、これを反省・自戒の機会として、その後より一層司法修習に専念することが期待できるほか、当該司法修習生以外の周囲の司法修習生に対する教育的効果も期待できる。したがって、「修習の停止」は修習専念義務の趣旨と矛盾するものではなく、かえって修習専念義務の趣旨を貫徹することにつながる。

また、防衛大学生及び防衛医科大学生についても、自衛隊の隊員（自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）第2条第5項）として職務専念義務（同法第60条・具体的には教育訓練を受ける義務）を負い、かつ、修業年限が限定されている（防衛大学校については4年、防衛医科大学校については6年又は4年）にもかかわらず、自衛隊法上、退学・戒告と並んで停学の懲戒処分が設けられているところであり、修習専念義務を負い、かつ、修習期間（約1年）が限定されている司法修習生について裁判所法上「修習の停止」の処分を設けることについてはこの意味でも法制上特に問題はないと考えられる（注）。

（参考）懲戒処分の種類

- 国家公務員
免職、停職、減給、戒告（国家公務員法第82条）
- 防衛大学生・防衛医科大学生
退学、停学、戒告（自衛隊法第48条）
- 弁護士
除名、退会命令、業務の停止、戒告（弁護士法第57条）

（注）司法修習生は公務員そのものではないが、同じく非公務員であるいわゆる士業従事

者に対する懲戒処分については、弁護士に限らず、除名、業務の禁止ないし登録の抹消と並んで業務の停止と戒告とが規定されている例が多く（弁理士法第32条、税理士法第44条、公認会計士法第29条、司法書士法第47条、行政書士法第14条等）、除名ないし登録抹消のみを定めている例はない。

（参照条文）

○司法修習生に関する規則（最高裁判所規則第十五号）

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ない者

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不当であるとき
- 二 病気、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき
- 三 本人から願出があったとき

○自衛隊法（昭和二十九年六月九日法律第百六十五号）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律（第九十四条の七第三号を除く。）において「隊員」とは、防衛省の職員で、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、第一項の政令で定める合議制の機関の委員、同項の政令で定める部局に勤務する職員及び同項の政令で定める職にある職員以外のものをいうものとする。

（職務に専念する義務）

第六十条 隊員は、法令に別段の定がある場合を除き、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。

2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛省以外の国家機関の職若しくは独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができない。

○弁理士法（平成十二年四月二十六日法律第四十九号）

（懲戒の種類）

第三十二条 弁理士がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、経済産業大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 業務の禁止

○税理士法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十七号）

（懲戒の種類）

第四十四条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告

- 二 二年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

○公認会計士法（昭和二十三年七月六日法律第百三号）

（懲戒の種類）

第二十九条 公認会計士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 登録の抹消

○司法書士法（昭和二十五年五月二十二日法律第百九十七号）

（司法書士に対する懲戒）

第四十七条 司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、当該司法書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

○行政書士法（昭和二十六年二月二十二日法律第四号）

（行政書士に対する懲戒）

第十四条 行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 二年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止